

(4) 共有

2人以上の者が1個の物を共同して所有する場合を「共同所有」という。共同所有には、① 共有、② 合有、③ 総有がある。

249条以下で規定する共有は、持分権や分割請求権が認められているように、個人所有の性質が強い共同所有形態である。

ア 共同所有の形態

① (狭義の) 共有・合有・総有の意義

(狭義の) 共有	数人がそれぞれ共同所有の割合としての「持分」を有して1つの物を所有する形態である。その持分について各共有者は処分 の自由をもち、共有物につき持分に応じた分割請求の自由を有 することに特色がある Ex. 友人3人で資金を出し合って別荘地を購入した場合
合有	各共有者が持分を潜在的には有するが、持分処分の自由が否定 され、また目的物の分割請求の自由も否定される形態である Ex. 共同の事業を営むため数人が出資して作った組合の財産
総有	共同所有者の持分が潜在的にも存在せず、各共同所有者は目的 物に対して利用・収益権を有するのみであって、管理権は必ず しも各共同所有者が行使せず、慣習や取り決めによって代表者 等がこれを行行使する形態である Ex. 権利能力なき社团

【(狭義の) 共有・合有・総有の整理】

	持分の有無	持分の処分や持分の 分割請求ができるか	具体例
(狭義の) 共有	持分あり	・ 持分の処分：できる ・ 持分の分割請求：できる	共同相続財産
合有	潜在的持分 あり	・ 持分の処分：できない ・ 持分の分割請求：できない	組合財産
総有	潜在的持分 すらない	※ そもそも潜在的持分すらない のであるから、当然「持分の処分」 も「持分の分割請求」も問題にな らない	権利能力なき 社团の財産関 係

② 持分・持分権

共有関係における各共有者による所有の割合を「持分」という。また、持分に基づいて各共有者が有する権利を「持分権」という。

持分の割合は、意思表示や法律の規定（241 条ただし書等）で定められるが、それが不明な場合は、各共有者の持分は平等と推定される（250 条）。

持分権は、各共有者が自由に処分することができる。持分権の処分は、他の共有者の持分権に影響を及ぼさない。これに対し、共有者の1人がその持分を放棄したとき、または相続人なくして死亡したときは、その持分は他の共有者に帰属する（255 条）。

不動産登記法との関連

COLUMN

所有者が2人以上の場合で表題登記を申請するときは、その持分を申請情報の内容とする。

イ 共有目的物の利用

各共有者は、共有物の全部につき、その持分に応じた使用をすることができる（249 条1 項）。例えば、A、B、C が共同で家を買った場合（持分割合は平等）、A は物理的に3 分の1 の面積しか使えないわけではない。

各共有者は共有物を使うときは、共有物の全体を使うことができ、その程度が、持分の割合に応じて制約を受ける。別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う（249 条2 項）。例えば、1 つの自転車をも2 人が共有している場合、各自が2 日に一度ずつ使用するといった具合である。共有者は、善管注意義務をもって、共有物の使用をしなければならない（249 条3 項）。